

事務連絡  
平成21年3月27日

都道府県労働局

労働保険徴収主務課室長 殿  
労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局

労働保険徴収課長補佐（業務担当）  
労災補償部補償課長補佐（業務担当）

特別加入者にかかる給付基礎日額変更期間の改正に当たって  
留意すべき事項について

特別加入者に係る給付基礎日額の変更申請期間については、社会保険・労働保険徴収事務一元化に伴う年度更新期間の変更を踏まえ、平成21年3月23日付け基労発第0323001号、平成21年3月23日付け基労補発第0323002号及び平成21年2月27日付け基徴発第0227001号において、平成21年度以降、6月1日から7月10日までに変更することとされたところであるが、これが施行に当たっては、下記の点に留意し、今後の取扱いに遺漏のないよう万全を期されたい。

## 記

### 1 給付基礎日額の変更について

特別加入者の給付基礎日額は、当該特別加入者の所得水準に見合うものである必要があるが、著しい乖離が生じているものを除き、原則として特別加入者の希望に即して決定することとしている。

したがって、特別加入者の給付基礎日額の変更については、被災後に給付基礎日額を高く変更する申請がなされた場合でも、原則として承認すること。

ただし、それまでの給付基礎日額と比較して著しく高額な変更を行おうとするものに関しては、所得水準に見合った適正な給付基礎日額であることを確認するため、適宜、申請者から納税証明書の写し等収入の額等を証する書類等を提出させ、確認の上、慎重に決定すること。

### 2 周知について

今回の改正内容については、別途送付するリーフレット等を活用し、労働保険事務組合や特別加入者団体等に対して、年度更新期間前又は同期間中の説明会等の機会を通じて、周知を行うこと。